

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく
特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）の発生について

平成 23 年 3 月 14 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

平成 23 年 3 月 11 日、福島第一原子力発電所 1 号機（沸騰水型、定格出力 46 万キロワット）、2 号機および 3 号機（沸騰水型、定格出力 78 万 4 千キロワット）は定格出力一定運転中のところ、同日午後 2 時 46 分頃に東北地方太平洋沖地震により、タービンおよび原子炉が自動停止しました。

モニタリングカーによる発電所構内（屋外）の放射性物質（ヨウ素等）の測定値が上昇しており、モニタリングポスト（MP 4）での測定値も上昇してまいりました。

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生

- ・ 3 月 12 日午後 4 時 17 分に判断 モニタリングポスト（MP 4）付近
- ・ 3 月 13 日午前 8 時 56 分に判断 モニタリングポスト（MP 4）付近
- ・ 3 月 13 日午後 2 時 15 分に判断 モニタリングポスト（MP 4）付近

各モニタリングポストでの測定値が敷地境界の放射線量の値が制限値を超えるごとに原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したとしてまいります。

（お知らせ済み）

3 月 14 日、モニタリングポスト（MP 6）付近およびモニタリングポスト（MP 2）付近の測定値が上昇し、敷地境界の放射線量の値が制限値を超えたため、それぞれ同日午前 3 時 50 分、午前 4 時 15 分に、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したと判断しました。

今後、安全の確保に全力を尽くしてまいるとともに、引き続き周辺環境のモニタリングを継続・監視してまいります。

以 上

（お問い合わせ先）

福島第一原子力発電所
広 報 部
TEL 0240-32-2101 (代)

本資料については、当時公表したものの、ホームページへ掲載していなかったことがわかったため、
本日(H24.7.18)掲載いたしました。